

火薬庫の設置、移転又は構造変更の許可

(法第12条第1項)

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする方は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、工事が終了した後に、完成検査を受け合格しなければ火薬庫の使用はできません。

ただし、火薬庫の構造又は設備について、軽微な変更の工事をしようとするときは、その完成後に遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出てください。

○提出書類

- 1 火薬庫設置等許可申請
- 2 火薬庫工事設計明細書（下記について記載し、図面等を添付する）
 - (1) 火薬庫の位置図（最寄りの駅、バス停からの記載）
 - (2) 火薬庫付近の見取図
 - (3) 保安物件との距離
 - (4) 火薬庫の構造（基礎、壁体、屋根、床及び通気孔、内面及び床面、扉及び錠、窓、換気孔等）
 - (5) 火薬庫の設備（照明、避雷装置、土堤、警戒さく、警戒札、貯水槽、警鳴装置等）
- 3 省令第22条（火薬庫構造等の技術上の基準）に規定する事項の適合状況
- 4 省令第18条（火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準）に規定する事項の適合状況
- 5（新規設置・移転の場合）関係土地所有者又は占有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。他者の土地・建物に火薬庫を設けるなど、承諾書がないと火薬庫を設置できない場合は必要）

6 (新規設置の場合) 定期自主検査計画案

7 (新規設置の場合) 火薬類取扱保安責任者選任案

取扱保安責任者、代理者及び取扱副保安責任者となる予定の者の
免状の写し

8 (変更・移転の場合) 変更の箇所を説明する書面・図面等

※変更の前後の両方の書類を添付

9 (変更・移転の場合) 変更工事を行う間の火薬類保管計画書

10 火薬庫を管轄する消防署の同意書

○申請手数料

1 火薬庫設置又は移転の許可申請 73,000円

2 火薬庫の構造又は設備の変更許可申請 8,300円

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部 (受付印が必要な場合は申請書を2部)

○申請にあつての注意事項

- 1 原則として申請前に消防保安室と事前に協議を行ってください。
- 2 建築確認や消防同意書等、他法令に係る手続きに関しては、所管する省庁又は自治体等に十分確認を行い、遺漏のないようにしてください。他法令に抵触していると火薬庫が使用できない可能性があります。
- 3 許可されるまで工事の着工ができません。工事が完了次第、完成検査の申請を行ってください。
- 4 使用を開始するまでの間に、取扱保安責任者の選任届をおこなってください。

- 5 省令第19条の規定により、同一の火薬庫内に保管できない組み合わせがあります。保管予定の火薬類をよく確認のうえで申請を行ってください。
- 6 火薬庫の配置図には、土堤、避雷針等の配置も示してください。
- 7 土堤を設置する場合は、土堤の断面図も示してください。